

平成25年度危険物安全週間推進標語の決定

危険物保安室

平成25年度危険物安全週間推進標語(最優秀作) 「あなたこそ 無事故を担う 司令塔」

(山口県宇部市 原 匡史さん)

消防庁では、危険物を取り扱う関係事業所を始め、広く国民の皆さまに危険物の保安の確保を呼びかけるため、毎年6月の第2週(平成25年度は6月2日(日)から6月8日(土)までの予定)を「危険物安全週間」とし、危険物の保安に対する意識の高揚及び啓発を全国的に推進しています。

この「危険物安全週間」を推進し、危険物事故の防止 と危険物の貯蔵・取扱いの安全を呼びかけるため、平成 25年度の標語を全国に募集したところ、13,292作品の 応募があり、選考の結果「あなたこそ 無事故を担う 司令塔」に決まりました。 この標語は、女子サッカー選手の宮間あやさんがモデルとなる危険物安全週間を推進するポスターなどに活用されます。

過去5年間の危険物安全週間推進標語

平成24年度 危険物 めざせ完封 ゼロ災害 平成23年度 危険物無事故のゴールは譲れない! 平成22年度 危険物 事故は瞬間 無事故は習慣 平成21年度 安全は 意識と知識と 心掛け 平成20年度 安全へ確かなスマッシュ保守点検

問合わせ先

消防庁危険物保安室 森 TEL: 03-5253-7524



平成25年度消防庁広報テーマ

総務課

火災をはじめ、各種災害の発生を防止するとともに、その被害を最小限にくい止めるためには、国民一人ひとりが防火・防災を自らの課題として考え行動することが強く望まれるから、国民の安心・安全を維持向上させていくため、消防庁広報誌「消防の動き」、総務省広報誌、内閣府政府広報誌への掲載及び内閣府政府広報テレビ、ラジオ等への消防庁広報テーマの提供を行う事を目的とする。

年間広報テーマ

広報テーマ	要旨
市町村の消防の広域化の推進	規模の小さな消防本部においては、様々な災害等に対応していく上で、出動体制、保有する消防車両、専門要員の確保等に限界があることが 指摘されており、これを克服するため、平成25年度以降については、市町村の消防の広域化に関する基本指針を改正し、消防の広域化の取組を 強化していく。 具体的な取組としては、消防サービスの提供を受ける国民、消防の広域化に取り組む市町村、指導助言や連絡調整等を行う都道府県に、広域 化の必要性、メリットや全国的な状況等について十分に理解していただくため、消防庁ホームページ等の広報媒体を活用した広報及び普及啓発 を行う。 また、都道府県及び市町村に対しては、広域化を行った先進事例、実際に広域化を行う際の留意事項等について、都道府県及び市町村のニー ズに応じた情報提供を行い、広域化に関する取組の促進を図っていく。 更に、広域化を実現した消防本部の幹部職員等で消防庁に登録された者を市町村等に派遣し、助言等を行う消防広域化推進アドバイザー等の 活用により、広域化に関する協議を進めるに当たっての諸課題への対処方策等の個別具体の相談に積極的に応じていく。
救急需要対策の 推進	救急出動件数は年々増加し、平成23年中は約571万件に達している。過去10年の救急出動件数の増加率は、約30%であるのに比し、救急隊数の増加率は、約8%にとどまっている。このため、救急隊 1 隊あたりの出動件数が増加傾向にあり、救急隊の現場到着所要時間は、遅延傾向にある。今後も高齢化の進展等により、救急出動件数の増加が懸念されており、増大する救急需要への対応が喫緊の課題となっている。消防庁では、平成21年度に消防法の改正を行い、各都道府県が「傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準」を策定することとし、平成23年中には全都道府県で策定が完了したことから、現在、各都道府県における円滑な運用に向けて支援を行っている。更に、増大する救急需要を踏まえ、平成23年度には「社会全体で共有する緊急度判定体系のあり方検討会」を設置し、緊急性が高い傷病者に対して確実に救急医療資源を提供するため、傷病の緊急度に応じて適切な救急対応を選択できる仕組みとして、家庭、救急相談、119番通報、救急搬送などの各段階における緊急度判定基準を検討し、平成24年度に実証検証を行ったところであり、今後、検証結果を全国で共有し、各地域での実情に応じて普及を図る。これら消防庁の取組について国民に対し広報する。

住民に対する 応急手当の普及 啓発	救急出動件数が増大し、平成23年の救急車の現場到着の全国平均時間が8.2分と遅延傾向となる中、心肺機能停止傷病者の救命率の向上のためには、早期に、現場に居合わせた一般市民による、自動体外式除細動器(AED)の使用を含めた心肺蘇生の実施が非常に効果的であるため、応急手当方法の習得を心がけるよう積極的に呼びかける。 また、応急手当方法の習得にあたって、平成23年度からは、心肺蘇生のガイドライン2010に基づく新たな応急手当の実施要領に沿って、救急入門コースやe-ラーニングを用いた分割講習などを創設しており、救命率向上のため一層の普及啓発を図る。
消防団活動に 対する理解と 協力の促進	消防団は、火災はもとより、地震や風水害等の大規模災害や有事における国民保護の必要性から、地域住民の安心・安全を確保するため欠かせない組織であるとともに、地域コミュニティの維持、振興にも大きな役割を果たしているが、団員数の減少、高年齢化、被雇用者化等の課題に直面している。消防団の充実強化・活性化を推進していくためには、消防団活動に対する地域住民や被雇用者団員を抱える事業所等の理解と協力を得ることが不可欠である。 このことから、事業所の協力を通じて地域防災体制の一層の充実強化を図る「消防団協力事業所表示制度」や、特定の役割・活動を行う「機能別団員・分団」等の新たな制度について普及促進を図るとともに、消防団入団促進ポスター、リーフレット、消防団ホームページ等を活用して、消防団の果たす役割の重要性を啓発し、特に青年層・女性層に対して、地域を災害から守るための消防団活動への積極的な参加を呼びかけ、全国レベルで総団員数約100万人以上、うち女性団員約10万人以上の確保を図る。
住民等による 自発的防災活動の 推進	地震、風水害等の災害から身を守るためには、国民一人ひとりが防災に対する認識を深め、地域の人々が連帯意識を持って防災活動に取り組み、災害時には地域ぐるみで対処することが必要である。このため、住民自らによる効果的かつ実践的な防災訓練の実施と積極的な訓練への参加、住民の手によるコミュニティにおける自主防災活動への参加を呼びかける。 また、事業所等に対し、自らの防災体制の強化を推進すると同時に、地域社会の一員として、住民と一体となり地域防災体制の確立に積極的に貢献するよう呼びかける。 これらに加えて、家庭内や地域で学習できるインターネットを通じたe-カレッジの活用による防災教育訓練の普及を図る。
小さな頃からの 防災教育の推進	子供たちが自らの身の安全を確保できるようにすることはもとより、将来の地域防災を担う人材の育成のためには、児童、生徒に発達段階に応じて体系的に防災教育を推進していくことにより、防火防災や消防について学ぶ機会を拡充し、体系的に学習できる体制を確保していくことが重要である。 消防庁では、地方公共団体において、消防職員・消防団員をはじめ防災担当職員や有識者等が講師となり、児童・生徒や地域住民に対して防災に関する知識や初期消火、応急手当等の実技を広く伝える「地域防災スクール」の取組や、少年期から消防防災活動への知識と理解を育む少年消防クラブ活動を推進しており、こうした小さな頃からの防災教育の取組の重要性を周知する。
地震、風水害、 火山災害、雪害に 関する防災知識の 普及啓発	地震、風水害、火山災害、雪害による被害を最小限に抑えるため、災害に対しての日頃からの予防対策や災害時における万全な応急対策の知識を啓発する。特に、風水害においては、近年多発する集中豪雨や台風による洪水、土砂災害、高潮等に伴う予報・警報や避難勧告、地震においては、津波警報・注意報、警戒宣言等が発令された場合における対処方法など、早期避難警戒体制を進めるための防災知識の普及啓発を図る。
防災拠点の耐震化 の推進	大規模地震時において、的確に災害応急対応を実施するためには、市町村等の庁舎、消防署をはじめ、避難所となる学校施設など、防災拠点となる公共施設等の耐震化を強力に推進する必要がある。しかし、平成22年度末の防災拠点となる公共施設等の耐震率は、75.7%であることから、平成25年度までに耐震率を85%にすることを目指し、防災拠点の耐震化の重要性を国民に対して広報する。
災害時要援護者 対策の促進	大規模災害、特に豪雨や台風による風水害では、高齢者等の災害時要援護者の被害が大きく、それらの者に配慮した警報伝達や避難誘導体制の確立が重要である。 消防庁では、情報伝達体制の整備、災害時要援護者情報の共有や災害時要援護者の避難支援計画の具体化等を内容とする「災害時要援護者避難支援プラン」作成を促進するとともに、災害時の被害の軽減を図るためには、関係団体、周辺住民等の理解と協力が不可欠であることから、その重要性を広く国民に周知する。
緊急消防援助隊の 充実強化	緊急消防援助隊の基本計画に基づき、引き続き計画的な部隊登録の推進及び装備の充実を図るとともに、一層効果的な活動を行うため、無償使用制度を活用した車両・資機材の充実に取り組む。また、より迅速・確実な出動に向け、都道府県や消防本部の協力も得て出動計画等の見直しを推進する。 また、指揮・連携活動能力の向上を目的として、全国を6ブロックに区分して毎年実施している地域ブロック合同訓練において、事前に訓練想定を明らかにしないブラインド方式を積極的に取り入れるとともに自衛隊、医療機関等関係機関と連携した活動を行うなど、より実戦的な実施を推進する。 これらの緊急消防援助隊に関する消防庁の取組について、国民に対し広報する。
国民保護などの危 機管理体制の強化	全国瞬時警報システム(J-ALERT)については、平成25年度も引き続き全国一斉訓練を実施するほか、自動起動装置の全国的整備を推進し、その活用や安定的な運用に向けた取り組み等について住民や地方公共団体職員などに対し積極的に広報し、危機管理対応の一層の向上を目指す。 また、J-ALERTの整備のほか、国民保護計画が全ての都道府県とほとんどの市町村において作成されるなど、国民保護のための地方公共団体の基礎的な体制は整いつつあり、「避難実施要領のパターン作成の手引き」を作成し、配布したことから、新たな要素を加味した訓練の実施等、万が一の事態が発生した場合に地方公共団体において実効ある対応をとるための取組について、その必要性等を周知する。また、地方公共団体職員はもちろん、住民に対しても、引き続き国民保護の必要性・重要性について普及・啓発を図っていく。
住宅防火対策の 推進 一住警器の設置及び 維持管理の徹底—	住宅火災における死者数は、平成15年以降連続して1,000人を超える高い値で推移している。このうち、6割が65歳以上の高齢者であることから、高齢化の進展に伴って、今後さらに死者数が増加することが懸念される。このため、平成16年の消防法改正により、すべての住宅を対象として住宅用火災警報器(以下「住警器」という。)等の設置及び維持が定められ、平成23年6月に全国義務化されたものの、平成24年6月時点で77.5%に留まり、その設置は十分には進んでいない状況である。 住警器の設置対策は、国民の安心・安全を確保する上で極めて重要な課題であり、今後は設置後の電池切れによる取り外し防止や点検促進などの維持管理広報を実施していく。 あわせて、住宅火災の被害の軽減を図るため、たばこ、こんろ等の火災の危険性や火災時の対処法、防炎品の有効性等を含む住宅火災全般に関する広報を実施する。
産業施設の防災 対策の推進	平成23年中の危険物施設における火災及び流出事故発生件数は585件で、前年に比べて49件の増となったことから、都道府県、各消防機関等 を通じて事故の発生原因等を適切に周知し、各消防機関にあっては適切に危険物の貯蔵、取扱いに係る指導を行っている。 一方、危険物施設の適切な管理、危険物の安全な取扱いなどについて、危険物安全週間などを通じて国民及び事業者に対して広報する。

問合わせ先

消防庁総務課広報係 高井 TEL: 03-5253-7521